

●国際活動センターからのお知らせ

担当：国際政策研究部 土生真之

マドリッドシステムの法的展開に関するワーキンググループ第12回会合出席報告

日本弁理士会は、2014年10月20日（月）～24日（金）の5日間、ジュネーブのWIPO（世界的所有権機関）で開催された「第12回マドリッドシステムの法的展開に関するワーキンググループ」に、商標委員会の宮永栄弁理士と国際活動センター国際政策研究部の土生真之弁理士を派遣しました。

商標の国際登録に関するマドリッドシステムは拡張を続け、現在は90を超える国・地域が加盟しています。一方で、法制度、経済環境、使用言語等が異なる様々な国がマドリッドシステムに参加することにより、制度運用における不都合も生じています。そこで、マドリッドシステムの利便性を高めるべく、制度の改善を継続的に議論する場としてワーキンググループが開催されています。

今回は、国際登録の分割制度の導入、従属性（いわゆるセントラルアタック）の運用凍結、代替制度の運用の統一化、不可抗力による応答期限徒過の救済、願書への自発的な標章の記述の許可等の議題について話し合われました。日本弁理士会は、分割制度の導入、応答期限徒過の救済等について、特にユーザーの立場からの意見を述べ、その意見の一部は共通規則改正案にも反映されました。

なお、今回のワーキンググループにおける議論の結果、願書への自発的な標章の記述が認められることとなります。従来、日本のユーザーは、基礎出願に標章の記述欄が無いため、国際登録出願の願書にも標章の記述を記載することができず、このような記述を求める指定国（特に米国）において暫定拒絶通報を受けざるを得ない状況でした。しかし、今後ワーキンググループの結論を受けて関連規則が改正されることにより、このような不都合が改善されることが期待されます。今回のワーキンググループにおける決定事項のうち、この点は、特に日本のユーザーにとって影響が大きいと思われる。



本会場の様子

以上